

船員の最低賃金

内航鋼船運航業及び木船運航業

令和7年3月31日現在

決定者		国土交通大臣	北陸信越運輸局長
区分			
諮問年月日		令和6年7月24日	令和6年8月6日
答申年月日		令和6年12月9日	令和7年1月16日
決定公示年月日		令和7年2月10日	令和7年3月17日
効力発生年月日		令和7年3月12日	令和7年4月16日
適用する地域		全 国	北陸信越運輸局管内
適用する船員		沿海100トン以上の鋼船の乗組員	①沿海100トン未満の鋼船の乗組員 ②平水の鋼船の乗組員 ③木船の乗組員
最低賃金額 (月額、円)	職員A	267,950	270,350
	職員B	251,500	253,900
	部員A	209,350	211,650
	部員B	200,050	202,350

(注)1. 職員Aは職員B以外の船員、職員Bは特定の船舶職員養成施設を修了した若年船員(職員Bは平成8年度に新設)

(注)2. 部員Aは経験3年以上、部員Bは経験3年未満

海上旅客運送業

決定者		国土交通大臣	北陸信越運輸局長
区分			
諮問年月日		令和6年7月24日	令和6年8月6日
答申年月日		令和6年12月9日	令和7年1月16日
決定公示年月日		令和7年2月10日	令和7年3月17日
効力発生年月日		令和7年3月12日	令和7年4月16日
適用する地域		全 国	北陸信越運輸局管内
適用する船員		①遠洋・近海区域の旅客船の乗組員 ②沿海区域100トン以上の旅客船の乗組員(但し、平水区域から当該船舶の最速速力で2時間以内に往復できる区域に限定されている旅客船を除く。)	①平水区域の旅客船の乗組員 ②沿海区域100トン未満の旅客船の乗組員 ③沿海区域100トン以上の旅客船の乗組員(但し、平水区域から当該船舶の最速速力で2時間以内に往復できる区域に限定されている旅客船に限る。)
最低賃金額 (月額、円)	職員	264,750(209,750)	263,550
	部員	201,900	201,400

(注) ( )内は事務部職員

漁業(かつお・まぐろ漁業及びいか釣り漁業)

決定者		国土交通大臣	
区分			
漁種		かつお・まぐろ漁業	いか釣り漁業
諮問年月日		令和6年7月24日	令和6年11月21日
答申年月日		令和6年12月9日	令和7年3月6日
決定公示年月日		令和7年2月10日	令和7年5月9日
効力発生年月日		令和7年3月12日	令和7年6月8日
適用する地域		全 国	
適用する船員		遠洋まぐろ漁業のうち、浮きはえ縄を使用して、まぐろ、かじき又はさめをとることを目的とする漁船の乗組員	総トン数30トン以上の動力漁船により、釣りによっていかをとることを目的とする漁船の乗組員
最低賃金額 (月額、円)	一人歩船員	213,300	213,300

漁業(沖合底びき網漁業及び大中型まき網漁業)

決定者		北陸信越運輸局長	
区分			
漁種		沖合底びき網漁業	大中型まき網漁業
諮問年月日		令和6年8月6日	令和6年8月6日
答申年月日		令和7年1月16日	令和7年1月16日
決定公示年月日		令和7年3月17日	令和7年3月17日
効力発生年月日		令和7年4月16日	令和7年4月16日
適用する地域		北陸信越運輸局管内	
適用する船員		沖合底びき網漁業に従事する漁船の乗組員	大中型まき網漁業に従事する漁船の乗組員
最低賃金額 (月額、円)	一人歩船員	222,100	222,100

※ 北陸信越運輸局 海事部